



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月30日(木曜日)号外 第23号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 人事委員会規則

○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	1
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	6
○再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則	7
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	8
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	8
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	9

○扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	10
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	12
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	13
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	13
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	15
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	17
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	18
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	18
○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	19
<b>人事委員会告示</b>	
○労働基準法別表第1による県の各事務(業)所の区分の一部を改正する告示	20

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

### 宮崎県人事委員会規則第10号

#### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育職給料表(一)の適用範囲) 第1条 教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、看護研究・研修センター長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。	(教育職給料表の適用範囲) 第1条 教育職給料表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。
(教育職給料表(二)の適用範囲) 第1条の2 教育職給料表(二)は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。	第1条 教育職給料表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。
2 教育職給料表(二)の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職員のうちその職務の級が3級である者とする。	2 教育職給料表の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職員のうちその職務の級が3級である者とする。
(市町村立学校教育職給料表の適用範囲) 第1条の3 [略]	(市町村立学校教育職給料表の適用範囲) 第1条の2 [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第11号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																	
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政職給料表、公安職給料表、<u>教育職給料表(一)</u>、<u>教育職給料表(二)</u>、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)若しくは医療職給料表(三)又は市町村立学校教育職給料表それぞれ県給与条例第3条第1項各号に掲げる行政職給料表、公安職給料表、<u>教育職給料表(一)</u>、<u>教育職給料表(二)</u>、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)若しくは医療職給料表(三)又は市町村立学校給与条例第3条第1項に規定する教育職給料表をいう。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(新たに職員となった者の職務の級)</p> <p>第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職務の級にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>教育職給料表(一)</u>の職務の級4級</p> <p>エ <u>教育職給料表(二)</u>の職務の級3級及び4級</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(<u>教育職給料表(一)</u>の4級指定号給から異動した職員の号給)</p> <p>第27条の2 <u>教育職給料表(一)</u>4級の指定号給を受ける職員が指定号給以外の号給を受けることとなる場合におけるその者の異動後の号給は、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。</p> <p>(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第34条 県給与条例第3条の2第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育職給料表(一)</u>の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>別表第2 級別資格基準表(第4条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>教育職給料表(一)</u>級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="3">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教授</td> <td>大学卒</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	職務の級			1級	2級	3級	教授	大学卒	0	9	3	短大卒	0	12	3	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政職給料表、公安職給料表、<u>教育職給料表</u>、<u>研究職給料表</u>、<u>医療職給料表(一)</u>、<u>医療職給料表(二)</u>若しくは<u>医療職給料表(三)</u>又は市町村立学校教育職給料表 それぞれ県給与条例第3条第1項各号に掲げる行政職給料表、公安職給料表、<u>教育職給料表</u>、<u>研究職給料表</u>、<u>医療職給料表(一)</u>、<u>医療職給料表(二)</u>若しくは<u>医療職給料表(三)</u>又は市町村立学校給与条例第3条第1項に規定する教育職給料表をいう。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(新たに職員となった者の職務の級)</p> <p>第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職務の級にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>教育職給料表</u>の職務の級3級及び4級</p> <p>エ～ク [略]</p> <p>(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第34条 県給与条例第3条の2第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>別表第2 級別資格基準表(第4条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p>
職種			学歴免許等	職務の級														
	1級	2級		3級														
教授	大学卒	0	9	3														
	短大卒	0	12	3														

准教授	大学卒	0	6	3
	短大卒	0	9	12
講師	大学卒	0	6	
	短大卒	0	9	
助教 助手	大学卒	0		
	短大卒	2.5		

エ 教育職給料表(二)級別資格基準表

[略]

オ～ク [略]

ケ 市町村立学校教育職給料表級別資格基準表

[略]

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

別表第4 経験年数換算表(第6条関係)

経歴		換算率
[略]		
その他の期間	[略]	
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合並びに教育職給料表(一)若しくは教育職給料表(二)又は市町村立学校教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下)

別表第6 初任給基準表(第11条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	1級37号給
	博士課程修了	1級31号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	1級13号給
	大学6卒	1級1号給

エ 教育職給料表(二)初任給基準表

[略]

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、別表第2の教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の

ウ 教育職給料表級別資格基準表

[略]

エ～キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表級別資格基準表

[略]

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

別表第4 経験年数換算表(第6条関係)

経歴		換算率
[略]		
その他の期間	[略]	
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表又は市町村立学校教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下)

別表第6 初任給基準表(第11条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	1級37号給
	博士課程修了	1級31号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	1級13号給
	大学6卒	1級1号給

エ 教育職給料表(二)初任給基準表

[略]

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、別表第2の教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が

資格が学歴免許等資格区分表の1の(4)に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とする。

オ～ク [略]

ケ 市町村立学校教育職給料表初任給基準表

[略]

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職給料表(二)初任給基準表の備考の規定を準用する。

別表第7 昇格時号給対応表 (第22条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12

学歴免許等資格区分表の1の(4)に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とする。

エ～キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表初任給基準表

[略]

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職給料表初任給基準表の備考の規定を準用する。

別表第7 昇格時号給対応表 (第22条関係)

ア・イ [略]

<u>41</u>	<u>21</u>	<u>29</u>	<u>13</u>
<u>42</u>	<u>22</u>	<u>30</u>	<u>14</u>
<u>43</u>	<u>23</u>	<u>31</u>	<u>15</u>
<u>44</u>	<u>24</u>	<u>32</u>	<u>16</u>
<u>45</u>	<u>25</u>	<u>33</u>	<u>17</u>
<u>46</u>	<u>26</u>	<u>34</u>	<u>18</u>
<u>47</u>	<u>27</u>	<u>35</u>	<u>19</u>
<u>48</u>	<u>28</u>	<u>36</u>	<u>20</u>
<u>49</u>	<u>29</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
<u>50</u>	<u>30</u>	<u>38</u>	<u>21</u>
<u>51</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>21</u>
<u>52</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>22</u>
<u>53</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>22</u>
<u>54</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>22</u>
<u>55</u>	<u>33</u>	<u>42</u>	<u>23</u>
<u>56</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>23</u>
<u>57</u>	<u>34</u>	<u>43</u>	<u>23</u>
<u>58</u>	<u>34</u>	<u>43</u>	<u>24</u>
<u>59</u>	<u>35</u>	<u>44</u>	<u>24</u>
<u>60</u>	<u>35</u>	<u>44</u>	<u>24</u>
<u>61</u>	<u>35</u>	<u>45</u>	<u>25</u>
<u>62</u>	<u>36</u>	<u>46</u>	<u>25</u>
<u>63</u>	<u>36</u>	<u>47</u>	<u>26</u>
<u>64</u>	<u>36</u>	<u>48</u>	<u>26</u>
<u>65</u>	<u>37</u>	<u>49</u>	<u>27</u>
<u>66</u>	<u>37</u>	<u>50</u>	<u>27</u>
<u>67</u>	<u>38</u>	<u>51</u>	<u>28</u>
<u>68</u>	<u>38</u>	<u>52</u>	<u>28</u>
<u>69</u>	<u>39</u>	<u>53</u>	<u>29</u>
<u>70</u>	<u>39</u>	<u>54</u>	<u>29</u>
<u>71</u>	<u>40</u>	<u>55</u>	<u>30</u>
<u>72</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>30</u>
<u>73</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>30</u>
<u>74</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>30</u>
<u>75</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>31</u>
<u>76</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>31</u>
<u>77</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>31</u>
<u>78</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>32</u>
<u>79</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>32</u>
<u>80</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>32</u>
<u>81</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>33</u>
<u>82</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>33</u>
<u>83</u>	<u>46</u>	<u>61</u>	<u>33</u>
<u>84</u>	<u>46</u>	<u>62</u>	<u>34</u>
<u>85</u>	<u>47</u>	<u>62</u>	<u>34</u>
<u>86</u>	<u>47</u>	<u>62</u>	<u>34</u>
<u>87</u>	<u>48</u>	<u>63</u>	<u>35</u>
<u>88</u>	<u>48</u>	<u>63</u>	<u>35</u>
<u>89</u>	<u>49</u>	<u>63</u>	<u>35</u>
<u>90</u>	<u>49</u>	<u>63</u>	
<u>91</u>	<u>49</u>	<u>63</u>	
<u>92</u>	<u>49</u>	<u>63</u>	
<u>93</u>	<u>50</u>	<u>63</u>	
<u>94</u>	<u>50</u>	<u>63</u>	

95	50	63
96	50	63
97	51	63
98	51	63
99	51	63
100	51	63
101	52	63
102	52	63
103	52	63
104	52	63
105	53	63
106	53	
107	53	
108	53	
109	54	
110	54	
111	54	
112	54	
113	54	
114	54	
115	54	
116	55	
117	55	
118	55	
119	55	
120	55	
121	55	
122	55	
123	56	
124	56	
125	56	
126	56	
127	56	
128	56	
129	56	

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

[略]

オ～ケ [略]

ウ 教育職給料表昇格時号給対応表

[略]

エ～ク [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第12号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)	(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)



第 5 条 平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 1 項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に第 4 条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）が、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の 98.94を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

2～4 [略]

第 5 条 平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 1 項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に第 4 条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）が、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

2～4 [略]

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第13号

再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(端数計算)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務職員 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第 3 条第 7 項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第 3 条第 6 項</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第15条（育児休業条例第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第 3 条第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、育児休業条例第16条（育児休業条例第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条第 5 項、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号）附則第 6 項の規定により読み替えられた同条例附則第 5 項又は職員の給与に関する条例附則第15項の規定により読み替えられた同条例附則第13項若しくは第14項</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務職員 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第 3 条第 6 項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第 3 条第 6 項</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第15条（育児休業条例第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第 3 条第 5 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、育児休業条例第16条（育児休業条例第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条第 5 項、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号）附則第 6 項の規定により読み替えられた同条例附則第 5 項又は職員の給与に関する条例附則第15項の規定により読み替えられた同条例附則第13項若しくは第14項</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第14号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
衛生環境研究 所	[略]		衛生環境研究 所	[略]	
看護大学	(1) 大学院研究科において直接 に講義、演習、実験又は実習の 指導を年度を通じて2単位以上 担当する教授、准教授又は講師 (以下「大学院担当教員」とい う。)のうち、大学院研究科の 博士(後期)課程を担当する者	2			
	(2) 大学院担当教員(1)に 掲げる者を除く。	1			
[略]			[略]		
別表第2 調整基本額表（第2条関係）			別表第2 調整基本額表（第2条関係）		
ア [略]			ア [略]		
イ 教育職給料表(一)			イ 教育職給料表		
職務の級	調整基本額		[略]		
1級	10,500円				
2級	11,900円				
3級	12,700円				
4級	15,000円				
ウ 教育職給料表(二)			ウ～キ [略]		
[略]			[略]		
エ～ク [略]			[略]		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
組織		職	種別	区分	組織		職	種別	区分
知事	本庁	[略]			知事	本庁	[略]		
		交通・地域安 全対策監	[略]				交通・地域安 全対策監	[略]	
		工事検査監					工事検査監		



	農業改良対策監 漁業整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセールス対策監 施設保全対策監 副参事				農業改良対策監 ダム対策監 空港・ポートセールス対策監 施設保全対策監 副参事		
[略]				[略]			
衛生環境研究所	[略]			衛生環境研究所	[略]		
看護大学	事務局長	2種 (人事委員会が別に定めるものにおいては1種)	2 (1種にあっては2)				
	学部長 学生部長 研究科長 附属図書館長 看護研究・研修センター長	3種	2				
身体障害者相談センター	所長			身体障害者相談センター	所長	[略]	
こども療育センター	所長 事務長			こども療育センター	所長 事務長		
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
食肉衛生検査所	[略]			食肉衛生検査所	[略]	[略]	
みやざき学園				動物愛護センター	所長		
				みやざき学園	[略]		
[略]				[略]			

別表第2 (第3条関係)

1・2 [略]

3 教育職給料表(一)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
4級	3種	2	87,700円

4 教育職給料表(二)

[略]
-----

5～9 [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第16号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2 (第3条関係)

1・2 [略]

3 教育職給料表

[略]
-----

4～8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給職)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 県給与条例第 5 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職は、行政職給料表及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(支給職)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 県給与条例第 5 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職は、行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第17号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則(昭和61年宮崎県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第 2 条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第 5 条の 3 第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第 3 条～第 6 条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p><u>(行政職給料表の 9 級の職員に相当する職員)</u></p> <p>第 1 条の 2 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第 5 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める職員は、<u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものとする。</u></p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第 2 条 給与条例第 5 条の 3 第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(行政職給料表の 8 級の職員に相当する職員)</u></p> <p>第 2 条の 2 給与条例第 5 条の 3 第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの</p> <p>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの</p> <p>第 3 条～第 6 条 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1. この規則は、公布の日から施行する。 <u>(平成32年 3 月31日までの間における読替え)</u></p> <p>2 第 3 条中「給与条例第 5 条の 4 第 1 項」とあるのは、平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は「扶養手当に関する規則の一部を改正する規則(平成29年宮崎県人事委員会規則第17号)附則第 3 条第 1 項」と、平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は「扶養手当に関する規則の一部を改正する規則(平成29年宮崎県人事委員会規則第17号)附則第 4 条の規定により読み替えられた同規則附則第 3 条第 1 項」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 2 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(改正条例附則第 5 項により人事委員会規則で定めることとされた扶養手当の月額)

第 2 条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年宮崎県条例第54号。以下「改正条例」という。)附則第 5 項の人事委員会規則で定める額は、附則別表に掲げる扶養親族等の区分及び年度に応じ、それぞれ当該欄に定める額とする。

附則別表

扶 養 親 族 等 の 区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
改正条例附則第 5 項により、なおその効力を有するとされた改正前の職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「改正前の給与条例」という。)第 5 条の 3 第 2 項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)	(1) (2)及び(3)以外の職員	11,500円	10,000円	8,500円	
	(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの(以下「行 8 級職員等」という。)	11,500円	10,000円	7,000円	
	(3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの(以下「行 9 級職員等」という。)	11,500円	10,000円	7,000円	
改正条例附則第 5 項により、なおその効力を有するとされた改正前の給与条例第 5 条の 3 第 2 項第 2 号(ただし孫は除く。)に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)		7,250円	8,000円	9,000円	
改正条例附則第 5 項により、なおその効力を有するとされた改正前の給与条例第 5 条の 3 第 2 項第 2 号から第 5 号まで(ただし同項第 2 号の子は除く。)に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)	(1) (2)及び(3)以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円	
	(2) 行 8 級職員等	6,500円	6,500円	5,000円	
	(3) 行 9 級職員等	6,500円	6,500円	5,000円	
配偶者が ない場合 の 1 人目	扶養親族たる子		11,000円	10,000円	9,000円
	扶養親族たる父母等	(1) (2)及び(3)以外の職員	11,000円	10,000円	8,500円
		(2) 行 8 級職員等	11,000円	10,000円	7,000円
		(3) 行 9 級職員等	11,000円	10,000円	7,000円

備考 配偶者がなく、扶養親族たる子と扶養親族たる父母等の双方を扶養する場合には、子を 1 人目の扶養親族とする。

(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に係る扶養親族の届出等の特例)

第 3 条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は改正前の給与条例第 5 条の 3 第 2 項第 2 号(ただし子は除く。))若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)

2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親

族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に係る扶養親族の届出等の特例)

第4条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における前条の適用は、同条中「平成29年4月1日から平成31年3月31日まで」とあるのは「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」とし、同条第1項中「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合）」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子である場合を除く。）」とし、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等」とし、同条第3項中「支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の）」とあるのは「支給額の改定（扶養親族たる父母等で第1項の）」と、「扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員」とあるのは「扶養手当を受けている職員」と、「(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合」とあるのは (3) 扶養

手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合  
親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等又は行9級職員等（以下「行8級以上職員等」という親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級以上職員等以外のものが行8級以上職員等となった場

。）が行8級以上職員等以外の職員となった場合」とし、「(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」とあるのは「(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」とする。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第18号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年宮崎県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(雑則) 第10条 [略]	(雑則) 第10条 [略] <u>(平成32年3月31日までの間における読替え)</u> <u>第11条 第2条第3号中「給与条例第5条の4第1項」とあるのは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は「扶養手当</u>

に関する規則の一部を改正する規則（平成29年宮崎県人事委員会規則第17号）附則第3条第1項」と、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は「扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（平成29年宮崎県人事委員会規則第17号）附則第4条の規定により読み替えられた同規則附則第3条第1項」とする。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 宮崎県人事委員会規則第19号

## 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年宮崎県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学の学長 1万 2,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 宮崎県人事委員会規則第20号

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条の4 給与条例第8条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第9条の2第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員のうち、次に掲げる職員</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級の職員</u></p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又</p>	<p>第5条の4 給与条例第8条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第9条の2第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員のうち、次に掲げる職員</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ・エ [略]</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又</p>



は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条の規定により読み替えられた給与条例第3条第5項及び育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条第5項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の170（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の210）

イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の185

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）

イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の95

別表第1（第5条の3関係）

組織区分	給料表	職	加算割合		
知事部局	行政職	本庁	[略]		
			次長、局長、会計管理 局次長、部（局）長参 事、課長、室長、高速 道対策局次長、交通・ 地域安全対策監、工事 検査監、農業改良対策 監、漁港整備対策監、 ダム対策監、空港・ポ ートセールス対策監、 施設保全対策監	[略]	
			[略]		
			[略]		
		共通	[略]		
			専門主事、専門技師、 主任主事、主任技師	100分の5	
		教育職（ 機関一）	出先	学長	100分の20
			学部長、学生部長、研 究科長、附属図書館長 、看護研究・研修セン ター長、教授	100分の15	
			准教授、講師	100分の10	
			助教、助手	人事委員 会が定め る職員に 限る。	100分の5
	[略]				
教育	[略]				

は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条第5項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の170（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の210）

(2) 再任用職員 100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）

別表第1（第5条の3関係）

組織区分	給料表	職	加算割合	
知事部局	行政職	本庁	[略]	
			次長、局長、会計管理 局次長、部（局）参事 、課長、室長、高速道 対策局次長、交通・地 域安全対策監、工事検 査監、農業改良対策監 、ダム対策監、空港・ ポートセールス対策監 、施設保全対策監	[略]
			[略]	
			[略]	
		共通	[略]	
			専門主事、専門技師、 主任主事、主任技師	100分の5
		教育	[略]	
			[略]	
			[略]	
		教育	[略]	



委員 会	教育 職 (二)	[略]	委員 会	教育 職、 市町 村立 学校 教育 職	[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第21号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第2 教育職給料表(二)の適用を受ける者（第4条関係） [略]	別表第2 教育職給料表の適用を受ける者（第4条関係） [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第22号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
別表（第1条の5関係） ア [略] イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	別表（第1条の5関係） ア [略] イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表								
<table border="1"> <tr> <td>第1号区分</td> <td>1 [略] 2 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの 3～5 [略]</td> </tr> <tr> <td>第2号区分</td> <td>1・2 [略] 3 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち人事委</td> </tr> </table>	第1号区分	1 [略] 2 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの 3～5 [略]	第2号区分	1・2 [略] 3 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち人事委	<table border="1"> <tr> <td>第1号区分</td> <td>1 [略] 2 <u>平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例」という。）の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの</u> 3～5 [略]</td> </tr> <tr> <td>第2号区分</td> <td>1・2 [略] 3 平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く</td> </tr> </table>	第1号区分	1 [略] 2 <u>平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例」という。）の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの</u> 3～5 [略]	第2号区分	1・2 [略] 3 平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く
第1号区分	1 [略] 2 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの 3～5 [略]								
第2号区分	1・2 [略] 3 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち人事委								
第1号区分	1 [略] 2 <u>平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例」という。）の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの</u> 3～5 [略]								
第2号区分	1・2 [略] 3 平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く								

	<p>員会の定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5～8 [略]</p>		<p>。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者及び平成29年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例</u>(以下「平成29年4月以後の県給与条例」という。)の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5～8 [略]</p>
第3号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第3号に掲げる者又は人事委員会の定めるものを除く。)</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5～8 [略]</p>	第3号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第3号に掲げる者又は人事委員会の定めるものを除く。)</p> <p>4 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者及び平成29年4月以後の県給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5～8 [略]</p>
第4号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5～10 [略]</p>	第4号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者及び平成29年4月以後の県給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5～10 [略]</p>
第5号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5～10 [略]</p>	第5号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者及び平成29年4月以後の県給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5～10 [略]</p>
第6号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者</u>でその属する</p>	第6号区分	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けてい</u></p>

	職務の級が2級であったもの 4 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったものうち人事委員会の定めるもの、特に2級であったもの又は3級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。) 5～10 [略]		た者でその属する職務の級が2級であったもの 4 平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者及び平成29年4月以後の県給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったものうち人事委員会の定めるもの、特に2級であったもの又は3級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。) 5～10 [略]
第7号区分	1・2 [略] 3 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち人事委員会の定めるもの 4 平成18年4月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの 5～10 [略]	第7号区分	1・2 [略] 3 平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち人事委員会の定めるもの 4 平成18年4月以後平成29年3月以前の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者及び平成29年4月以後の県給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの(第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの 5～10 [略]
第8号区分	[略]	第8号区分	[略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第23号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表				別表				
機		関		機		関		
[略]		[略]		[略]		[略]		
知事部局 (会計管 理局を含 む。)	本庁 出先 機関	[略]		[略]		[略]		
		衛生環境研究所	[略]	衛生環境研究所	[略]	衛生環境研究所	[略]	
			看護大学		学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館 長 看護研究・研修セン ター長 事務局長 総務 課長			
			[略]		[略]			
		食肉衛生検査所		[略]	食肉衛生検査所		[略]	[略]
[略]		[略]	動物愛護センタ 二		所長	[略]		
[略]				[略]				

備考  
[略]

備考  
[略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第24号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）			
<table border="1"> <tr> <td>                     条例第2条第1項第3号に該当する団体                 </td> <td>                     地方公共団体金融機構 [略] 一般社団法人宮崎県薬剤師会  公益社団法人物産貿易振興センター [略]                 </td> </tr> </table>	条例第2条第1項第3号に該当する団体	地方公共団体金融機構 [略] 一般社団法人宮崎県薬剤師会  公益社団法人物産貿易振興センター [略]	<table border="1"> <tr> <td>                     条例第2条第1項第3号に該当する団体                 </td> <td>                     公益財団法人宮崎県芸術文化協会 地方公共団体金融機構 [略] 一般社団法人宮崎県薬剤師会 公立大学法人宮崎県立看護大学 公益社団法人物産貿易振興センター [略]                 </td> </tr> </table>	条例第2条第1項第3号に該当する団体	公益財団法人宮崎県芸術文化協会 地方公共団体金融機構 [略] 一般社団法人宮崎県薬剤師会 公立大学法人宮崎県立看護大学 公益社団法人物産貿易振興センター [略]
条例第2条第1項第3号に該当する団体	地方公共団体金融機構 [略] 一般社団法人宮崎県薬剤師会  公益社団法人物産貿易振興センター [略]				
条例第2条第1項第3号に該当する団体	公益財団法人宮崎県芸術文化協会 地方公共団体金融機構 [略] 一般社団法人宮崎県薬剤師会 公立大学法人宮崎県立看護大学 公益社団法人物産貿易振興センター [略]				

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第25号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5章 条件付採用 別表第2 [略] 備考 この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 「教養試験」とは、一般的な知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験をいう。 2 「専門試験」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての多肢選択式による筆記試験をいう。 3 「自己アピール試験」とは、自らの経験や成果、県職員としての働く意欲等についての記述式による筆記試験をいう。 4～9 [略] 10 「身体測定」とは、身長、体重その他の身体状態についての測定及び観察をいう。  11 [略]	第5章 条件付採用 別表第2 [略] 備考 この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 「教養試験」とは、一般的な知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験をいう。 2 「専門試験」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての多肢選択式による筆記試験をいう。 3 「自己アピール試験」とは、自らの職務経験等や成果、県職員としての働く意欲等についての記述式による筆記試験をいう。 4～9 [略] 10 「身体測定」とは、身長、体重その他の身体状態についての測定及び観察をいう。ただし、警察官採用試験A（男性）、警察官採用試験A（女性）、警察官採用試験B（男性）及び警察官採用試験B（女性）については、身長、体重の測定を除く。  11 [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

人事委員会規則第26号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）		別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
4級	1 出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、 鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策 支援センター副センター長、校長、駐在所長、 部長又は教授の職務 2～4 [略]	4級	1 出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、 鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策 支援センター副センター長、校長、駐在所長、 <u>学科長</u> 又は教授の職務 2～4 [略]
5級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センタ ー長、所長、寮長、校長、駐在所長、部長又は 教授の職務 4 [略]	5級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センタ ー長、所長、寮長、校長、駐在所長、 <u>学科長</u> 又 は教授の職務 4 [略]
[略]		[略]	
別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会）		別表第3 行政職給料表級別基準職務表（教育委員会）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
3級	1 事務主査の職務 2～4 [略]	3級	1 事務主査、 <u>技術主査</u> の職務 2～4 [略]
4級	1～5 [略] 6 困難な業務を行う事務主査、船長又は機関長 の職務 7・8 [略]	4級	1～5 [略] 6 困難な業務を行う事務主査、 <u>技術主査</u> 、船長 又は機関長の職務 7・8 [略]
[略]		[略]	
別表第6 教育職給料表(一)級別基準職務表		別表第6 削除	
職務の級	基準となる職務		
4級	附属図書館長、学部長、学生部長、看護研究・研 修センター長又は研究科長の職務		
別表第9 医療職給料表(二)級別基準職務表		別表第9 医療職給料表(二)級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
5級	1・2 [略] 3 出先機関の衛生管理指導主幹又は研修主幹の 職務 4～6 [略]	5級	1・2 [略] 3 出先機関の研修主幹の職務 4～6 [略]
6級	1～3 [略] 4 困難な業務を行う出先機関の副所長、衛生管 理指導主幹、教授又は研修主幹の職務 5～7 [略]	6級	1～3 [略] 4 困難な業務を行う出先機関の副所長、教授又 は研修主幹の職務 5～7 [略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 2 号

労働基準法別表第 1 による県の各事務（業）所の区分（平成11年宮崎県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正し、公立大学法人宮崎県立看護大学の成立の日から施行する。

平成29年 3 月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
号別	事務（業）所	号別	事務（業）所
[略]		[略]	
12	教育、研究又は調査の事業 [略] 衛生環境研究所 県立看護大学 [略]	12	教育、研究又は調査の事業 [略] 衛生環境研究所 [略]
[略]		[略]	